

## 武雄市新庁舎市民ホールデジタルサイネージシステム構築事業公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

本要領は、武雄市（以下「市」という。）で現在建設している新庁舎の利用度及び満足度の向上を図り魅力的な新庁舎とするためのデジタルサイネージシステムを構築する事業者の公募による選定に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

武雄市新庁舎市民ホールデジタルサイネージシステム構築業務

#### (2) 業務内容

別紙「武雄市新庁舎市民ホールデジタルサイネージシステム構築業務仕様書」のとおりとする。

#### (3) 運用期間

平成 30 年 5 月から平成 36 年 3 月 31 日

#### (4) 予算額

1, 600 万円

### 3 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件全てに該当する事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 申込みをしようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (3) 租税を完納していること。
- (4) 公告日現在において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (5) 公告日現在において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (6) 過去 10 年以内に、デジタルサイネージシステム構築事業の実績があること。

### 4 参加手続きのスケジュール

- |                  |                                    |
|------------------|------------------------------------|
| ・ 公募開始           | 平成 29 年 7 月 3 日（月）                 |
| ・ 質問書の受付（質疑受付）   | 平成 29 年 7 月 3 日（月）から 7 月 14 日（金）まで |
| ・ 質問回答書の公表（質疑回答） | 平成 29 年 7 月 19 日（水）                |

- ・参加表明書等の受付期限 平成 29 年 7 月 21 日（金）まで
- ・企画提案書類の提出期限 平成 29 年 7 月 31 日（金）
- ・企画提案の審査（プレゼンテーション・ヒアリングの実施） 平成 29 年 8 月中旬
- ・審査結果発表 平成 29 年 8 月下旬
- ・契約締結 平成 29 年 8 月
- ・工事協議 平成 29 年 9 月上旬から
- ・新庁舎本体工事竣工 平成 30 年 3 月
- ・新庁舎供用開始、システム運用開始 平成 30 年 5 月

## 5 参加手続

### (1) 実施要領等の配布

配布期間	平成 29 年 7 月 3 日（月）から平成 29 年 7 月 21 日（金）まで
配布資料	① 武雄市新庁舎市民ホールデジタルサイネージシステム構築事業公募型プロポーザル実施要領 ② 武雄市新庁舎市民ホールデジタルサイネージシステム構築事業仕様書 ③ 質問書（様式 1） ④ 参加表明書（様式 2） ⑤ 主要事業実績表（様式 3） ⑥ 企画提案書（様式 4）
入手方法	武雄市役所のホームページからダウンロードするものとする。

### (2) 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質疑は、全て質問書によることとし、次の質問書（様式 1）を提出するものとする。

受付期間	平成 29 年 7 月 3 日（月）から 7 月 14 日（金）午後 5 時まで
提出方法	電子メールにより、施設整備課のメールアドレスまで送付する。 メールアドレス <a href="mailto:sisetsu@city.takeo.lg.jp">sisetsu@city.takeo.lg.jp</a>
回答方法	質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、平成 29 年 7 月 19 日（水）に市ホームページにおいて公表する。なお、質問回答書は、本実施要領の追加又は修正として、実施要領と同様に扱うものとする。

### (3) 参加表明書等の受付

受付期間	平成 29 年 7 月 3 日（月）から 7 月 21 日（金）午後 5 時まで
提出先	〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 1 番地 1 武雄市総務部施設整備課
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とする。
提出書類	① 参加表明書（様式 2）

(各 1 部)	<p>事業者の概要がわかる会社概要等のパンフレットを添付すること。</p> <p>② 企業概要 企業理念（経営方針）、創業年月日、従業員数、資本金、事業内容 ※必要事項の記載があればパンフレット等でも可</p> <p>③ 主要事業実績表（様式 3） 過去 10 年以内に実施したデジタルサイネージシステム構築業務のうち、主なもの 5 件について記載する。</p> <p>【平成 29・30 年度の武雄市有資格請負業者名簿に未登録の場合に必要な書類】</p> <p>1 商業・法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（提出日前 3 か月以内に発行されたもの）</p> <p>2 印鑑登録証明書（提出日前 3 か月以内に発行されたもの）</p> <p>3 決算書（最新のもの）</p> <p>4 納税証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税、消費税及び地方消費税：「その 3 の 3」</li> <li>・法人事業税、法人県民税：様式第 40 号の 4（イ） ※佐賀県内に事業所等がある場合</li> <li>・市税の完納証明書 ※武雄市内に事業所等がある場合</li> </ul>
---------	--

(4) 企画提案書類の提出

提出期間	平成 29 年 7 月 31 日（月）午後 5 時まで
提出先	〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 1 番地 1 武雄市総務部施設整備課
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とする。
提出書類	<p>1 企画提案書（様式 4） 1 部</p> <p>2 企画提案資料 10 組</p> <p>サイネージ用モニターについては 55 インチタッチパネルモニターナローベゼル（3×3＝9 台）の設置を想定しており、このモニターを利用することを想定し提案を行うこと。なお、モニターを含む必要機器の予算額は 1,000 万円程度とする。</p> <p>【提案項目】</p> <p>次の事項について記載すること。なお、様式は任意とするが、A4 サイズ（縦・横は自由）で作成すること。</p> <p>① デジタルサイネージモニターの表示イメージ図</p> <p>② デジタルサイネージシステムの活用イメージ及び来庁者等への効果</p>

	③必要機材及び概算費用（システム導入に係るイニシャルコスト及びランニングコスト） ④システムの操作方法（運用管理体制を含む。） ⑤今までの事業実績
備考	1 企画提案書（様式4）には代表者印を押印すること。 2 企画提案資料は、「武雄市新庁舎市民ホールデジタルサイネージシステム構築事業公募型プロポーザル企画提案資料」と記載した表紙（所定様式）をつけること。

## 6 評価について

事業者の選定に当たっては、提出された企画提案書類をもとに、プレゼンテーション・ヒアリングを行い、総合的に評価し、最も高い総合評価を得た事業者を契約候補者として選定する。

### (1) 選定委員会

- ① 選定を行う委員会は「武雄市新庁舎市民ホールデジタルサイネージシステム選定委員会」とする。
- ② 選定委員会構成メンバーは、武雄市職員で構成する。
- ③ 選定委員会会議は、非公開とする。ただし、優先交渉権者及び審査講評については、武雄市ホームページで公表する。

### (2) 評価方法及び結果の通知

参加表明書の提出者を対象に、参加資格審査を経て、企画提案書類に関するプレゼンテーションを実施し、ヒアリングを経て、その内容を総合的に評価する。なお、プレゼンテーションと質疑応答はおおむね 20 分程度とする。（プレゼンテーション 10 分程度、ヒアリング 10 分程度）

## 7 留意事項

次のいずれかに該当するときは、契約候補者としての決定を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (2) 評価委員又はその関係者に接触を求めると、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- (3) 契約候補者の決定から契約締結までの間に、契約候補者の資金事情の変化等により、業務の履行が困難であると市が判断したとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、契約候補者としてふさわしくないと市が判断したとき。
- (5) 契約候補者が、参加資格要件に適合しなくなったとき。

## 8 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類で用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

- (3) 提出書類の文章は横書きとし、文字サイズは 10 ポイント以上とする。文字等の色指定はない。
- (4) 提出された書類は、返却しない。また、武雄市はこの書類（1部）を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (5) 本案件に係る情報公開請求があった場合には、武雄市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがあります。
- (6) 一定の適格性を満たす参加者がいないときには、契約候補者を選出しない場合があります。

## 9 問い合わせ先

武雄市総務部施設整備課

住所 〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和1番地1

電話番号 0954-23-9125

Fax 番号 0954-23-3816

E-mail [sisetsu@city.takeo.lg.jp](mailto:sisetsu@city.takeo.lg.jp)